

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

1 . 案内情報

手続名:

土砂等運搬大型自動車の届出事項の変更届出に伴う表示番号の指定

手続根拠:

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第3条第3項

手続対象者:

土砂等の運搬の用に供するため大型自動車(事業用自動車であるものを除く)の届出事項に変更があった者で、届出事項の変更が次に掲げる変更である場合

a) 当該大型自動車の使用の本拠の位置の当該大型自動車が現に受けている表示番号の指定をした運輸支局長等の管轄区域内から他の運輸支局長等の管轄区域内への変更

b) 経営する事業の種類の変更

提出時期:

当該届出事項に変更があったとき

提出方法:

表示番号指定申請書を当該大型自動車に現に受けている表示番号の指定をした運輸支局長等に提出して下さい。

手数料:

なし

添付種類・部数:

当該大型自動車の自動車検査証

(呈示を求める書類)上記 のbに該当する場合

建設業...建設業法による許可書の写し

砂利採取業...砂利採取法による登録の写し

採石業...採石法による登録の写し

砕石業...大気汚染防止法による粉じん発生施設の設置等の届出書の写し、砕石のための設備に係る登記簿謄本

砂利販売業...砂利の山元又は買主との売買契約書又は仮契約書の写し商工会議所市町村等による事業内容証明書又は納税証明書

その他...廃棄物処理業については、廃棄物処理法による許可書の写し、生コンクリート製造業については、当該設備に係る登記簿謄本等

申請書様式:

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則第1号様式

記載要領・記載例:

提出先となる運輸支局等貨物(輸送)課にお問い合わせ下さい。

2 . 窓口情報

提出先:

当該大型自動車に現に受けている表示番号の指定をした運輸支局等貨物(輸送)課

受付時間:

提出先にお問い合わせ下さい

相談窓口:

提出先にお問い合わせ下さい

3 . 手続情報

審査基準:

なし

標準処理期間:

なし

不服申立方法:

行政不服審査法の規定による